

# 都市計画道路見直しについて



## ○都市計画道路見直し

- ・都市計画決定後、長期にわたり未着手となっている路線での都市計画制限による住民訴訟が問題に



- ・神奈川県は平成18年3月に「都市計画道路見直しのガイドライン」を策定
- ・各市町見直し作業に着手するように要請



- ・本町においても、県のガイドラインに基づき、平成18年10月に庁内検討組織を立ち上げ、見直し作業を行ってきた

## ○今までに行ってきた検討調査

- ・平成18年度に見直し対象路線の選定。
- ・都市計画決定後、20年以上を経過しても未着手の路線・区間を対象とする未着手路線として、「中海岸寒川線」及び「東海岸寒川線」を対象路線へ。
- ・上記2路線について、「神奈川県都市計画道路見直しのガイドラインにおける評価項目」に基づき必要性の検証、見直しの方向性について検討を行う。
- ・平成19年度に「(仮称)湘南台寒川線」を追加路線として見直し対象路線とし、必要性の検証を行った。  
(本路線は、町都市マスタープランにおいて都市の骨格を成す主要幹線道路としての位置付けがあり、また、平成19年10月に神奈川県が策定した「かながわのみちづくり計画」においても、平成28年度までに整備する路線としての位置付けがなされている。)
- ・ここまでの見直し作業については、平成20年に都市計画審議会に報告済。

## ○今までに行ってきた検討調査

- ・平成20年度及び平成21年度は、茅ヶ崎市及び藤沢市との進捗を合わせるために、情報交換や情報収集を行った。
- ・平成22年10月に「都市計画道路見直し方針(素案)」をまとめ、広く住民からの意見を聞くために、平成22年10月1日から11月1日までパブリックコメントを実施。  
特に意見は無し。
- ・隣接市の状況
  - 茅ヶ崎市 都市計画道路見直し方針を平成21年度に公表
  - 藤沢市 平成22年7月1日から30日の1ヶ月間、見直し方針についてパブリックコメントを実施。  
現在、都市計画道路見直し結果の公表に向けて作業中。

## ○都市計画道路見直し方針の内容について

### 1. 都市計画道路見直しの目的

本町に関連する都市計画道路は昭和28年に始まり、その後の人口の増加、交通量増大、市街地の拡大等、都市の成長を前提に現在の都市計画道路網の骨格が形成されてきました。しかし、今後は人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や住民の暮らしに対する価値観の変化など、新たなまちづくりの課題への対応が求められます。

このように、本町の都市計画道路を取り巻く状況が変化する中で、都市計画決定後、長期にわたって事業が実施されていない路線や区間の中には、道路に求められる機能や役割が変化しているものも生じている可能性があります。

そのような状況の中、神奈川県は平成18年3月に、都市計画道路について社会経済状況の変化に的確に対応できるよう、見直しを行うための「都市計画道路見直しのガイドライン」を作成しており、そのガイドラインに基づき市町が具体的見直しを進めることとしています。

「都市計画道路見直しのガイドライン」を基本としつつ、寒川町における都市計画道路の必要性を再検証し、将来交通量の推計等を行い、また、皆様の意見の募集を実施し、都市計画道路の見直し方針(案)を策定しました。

## 2. 都市計画道路とは

都市計画道路とは、都市の骨格をなす広域的なネットワークを形成する重要な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路であり、地域のまちづくりに密接に関連しています。円滑な都市活動を支え、都市の利便性の向上と良好な都市環境を確保するために広域的かつ長期的な視点に立って定められています。

### (1) 道路の機能

都市における道路は、以下のような多様な機能を有しています。

- 都市における円滑な移動を確保するための交通機能
- 都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設等の収容空間を確保するための空間機能
- 都市構造を形成し、街区を構成するための市街地形成機能

## 2. 都市計画道路とは

### (2) 道路の種別

道路の都市計画を定めるにあたっては、主として交通機能に着目して以下のような道路種別を設定し、これらを適切に組み合わせて、道路の機能が十分発揮できるようにする必要があります。

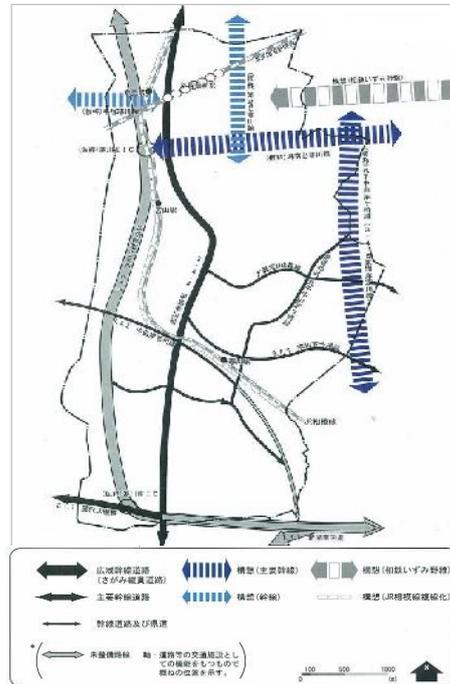
道路の種別	
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路

出典) 都市計画運用指針

【交通方針図】

### 3. 寒川町都市マスタープランにおける都市計画道路の位置付け

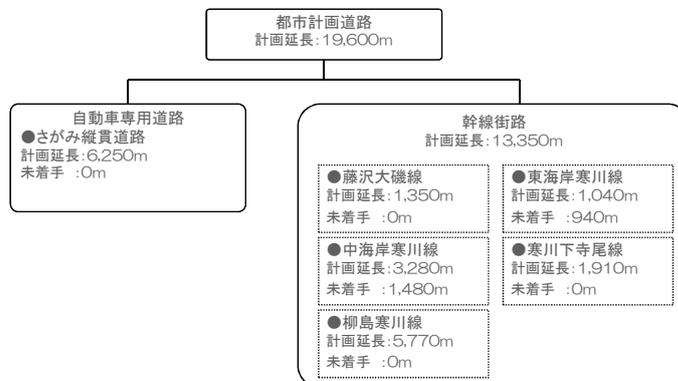
- 広域幹線道路  
(さがみ縦貫道路)  
⇒首都圏などへの高速アクセスの強化とともに、  
県央・湘南都市圏の南北方向の交通軸としての  
機能の充実を図ります。
- 主要幹線道路  
(柳島寒川線、藤沢大磯線、(仮称)湘南台寒川線、  
(仮称)丸子中山茅ヶ崎線)  
⇒本町の都市構造において、東西・南北方向の  
道路網を構成し、都市拠点間を連絡するととも  
に、広域幹線道路や幹線道路等との連携を図  
ります。
- 幹線道路  
(寒川下寺尾線、中海岸寒川線、東海岸寒川線、  
(仮称)海老名寒川軸、(仮称)平塚寒川軸、大蔵  
宮山8号線)  
⇒市街地及びその周辺の交 通の効率化を図る  
とともに、都市拠点内の良好な住環境や商業  
環境等の確保のため、道路網の充実を図りま  
す。



### 4. 町内都市計画道路の決定・整備状況

本町の都市計画道路は平成22年9月現在6路線で、自動車専用道路以外はすべて幹線街路(5路線)となっています。

都市計画道路(幹線街路)の整備状況は、5路線、延長13,350mのうち、整備済延長は10,080mであり延長全体の75.5%、未着手区間は2,420mであり、18.1%となっています。



#### 4. 町内都市計画道路の決定・整備状況

本町の都市計画道路は平成22年9月現在6路線で、自動車専用道路以外はすべて幹線街路(5路線)となっています。

都市計画道路(幹線街路)の整備状況は、5路線、延長13,350mのうち、整備済延長は10,080mであり延長全体の75.5%、未着手区間は2,420mであり、18.1%となっています。

##### 【都市計画道路の整備状況】

道路種別	都市計画道路名称	計画延長 (m)	整備済 (m)	事業中 (m)	未着手 (m)	決定年月日
自動車専用道路	1・4・2 さがみ縦貫道路	6,250	0	6,250	0	H6.6.17
	小計	6,250	0	6,250	0	
幹線街路	3・1・1 藤沢大磯線	1,350	870	480	0	S28.9.30
	3・4・2 中海岸寒川線	3,280	1,800	0	1,480	S41.3.2
	3・4・4 柳島寒川線	5,770	5,770	0	0	S36.8.21
	3・4・5 東海岸寒川線	1,040	100	0	940	S36.8.21
	3・5・5 寒川下寺尾線	1,910	1,540	370	0	H元.3.17
	小計	13,350	10,080	850	2,420	
総計		19,600	10,080	7,100	2,420	

##### ○未着手の状況

寒川町の都市計画道路の未着手延長2.42kmのうち、中海岸寒川線(未着手延長1.48km)は昭和41年都市計画決定、東海岸寒川線(未着手延長0.94km)は昭和36年都市計画決定と、どちらの路線も都市計画決定から40年以上経過した路線となっています。

##### ○未着手の理由

本町の幹線街路における未着手の主な理由には、以下のようなものがあります。

##### 1. 財政的な理由

限られた財源の中で、優先順位の高い路線から整備を進めることとなるため、結果的に優先順位が低い路線が未着手となっています。

##### 2. 技術的な理由

河川と交差するなどの、地形上の制約に対する技術上の課題解決に時間を要することから、事業実施が見送られています。

##### 3. 地元調整による理由

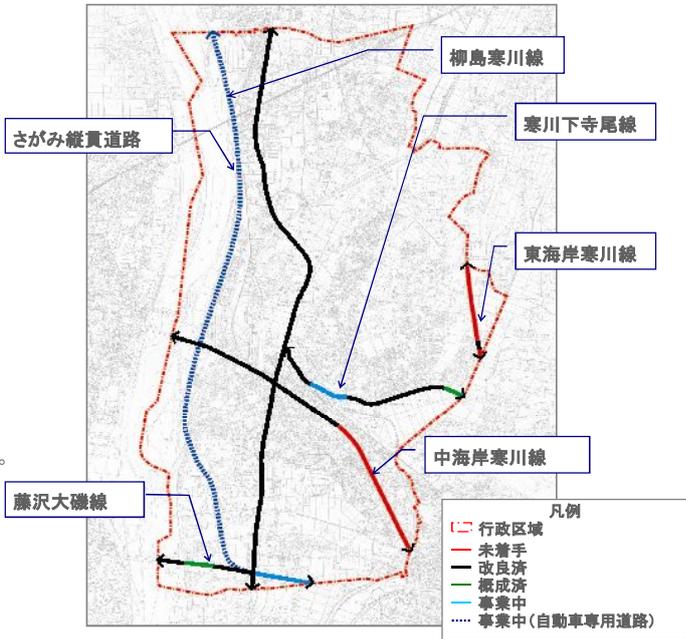
既存市街地では、すでに生活環境が形成されていることから、事業に対する合意形成などに時間を要するなど、速やかな事業実施が困難となっています。

注) ・改良済とは、道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路。

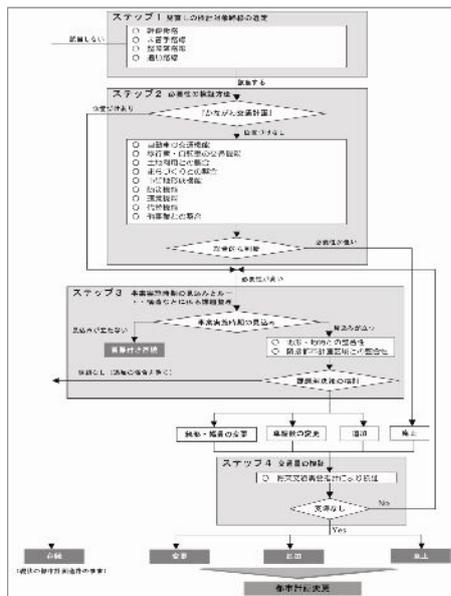
・概成済とは、改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしている現道（概ね計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間

・事業中とは、事業費が予算化されている道路。

・未着手とは、改良済、概成済及び事業中以外の道路。



### 5. 都市計画道路見直しフロー



【出典】神奈川県都市計画道路見直しのガイドライン

## 6. 見直し検討対象路線の選定結果

見直し検討対象路線は、幹線街路を対象とし、以下の基準から選定しました。

①未着手路線・・・・・・・・・・ **「中海岸寒川線」「東海岸寒川線」**

都市計画決定後20年以上を経過しても未着手の路線、区間を対象とする。

②整備済路線・・・・・・・・・・ **無し**

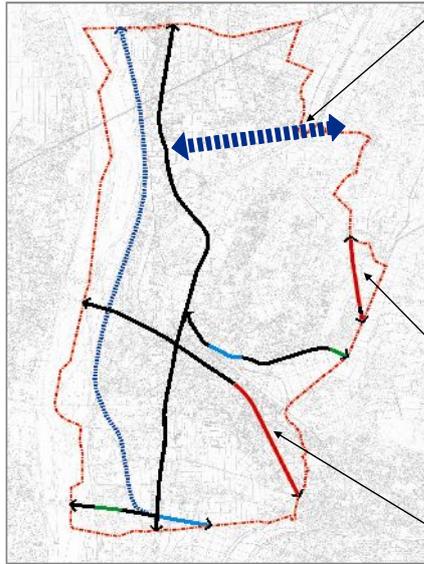
概成済を含む整備済や事業中の路線や区間であっても、目指すべき将来の都市像を実現するために見直しが必要となる場合は対象とする。

③追加路線・・・・・・・・・・ **「(仮称)湘南台寒川線」**

都市マスタープラン等、上位・関連計画における構想路線の中で、必要に応じて追加の検討を行う。

## 6. 見直し検討対象路線の選定結果

【選定された見直し検討対象路線】

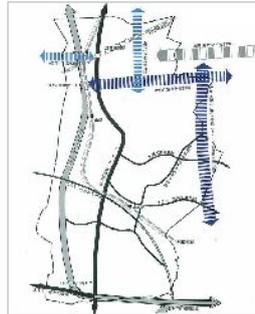


※(仮称)湘南台寒川線のルートは、寒川町都市マスタープランに基づき表現しています。

**(仮称)湘南台寒川線 (追加路線)**

上位計画(都市マスタープラン、下図参照)に位置づけられた構想路線の中で、事業化に向けて具体的な検討が進められているため、見直し検討対象路線として選定します。

【寒川町都市マスタープラン交通方針図】



**東海岸寒川線 (未着手路線)**

都市計画決定後20年以上が経過しており、未着手区間が存在するので、見直し検討対象路線に選定します。

**中海岸寒川線 (未着手路線)**

都市計画決定後20年以上が経過しており、未着手区間が存在するので、見直し検討対象路線に選定します。

## 7. 見直し対象路線の検証項目

ここでは、神奈川県都市計画道路見直しのガイドラインで示されている検証項目(ア)～(ケ)について、本町にとって必要な都市計画道路とはどのような道路かという観点から、寒川町の上位関連計画等を考慮した上で項目を設定しました。

### (ア)自動車交通機能

- ・当該道路が、主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線道路のどれに位置づけられるか。
- ・拠点、施設等へのアクセス性が高まるか。
- ・沿道利用により、地域の活性化に寄与するか。
- ・渋滞緩和に寄与するか。
- ・駅へのアクセス性を有するなど、公共交通の利便性向上に寄与するか。

### (イ)歩行者・自転車の交通機能

- ・当該路線周辺における歩行者・自転車の通行量はどの程度か。
- ・歩道等により、事故の解消など、歩行者・自転車の安全性向上に寄与するか。
- ・交通バリアフリー法の特定経路に指定されると予測されるか。
- ・魅力的な歩行空間等により、中心市街地等、地域の活性化に寄与するか。

## 7. 見直し対象路線の検証項目

### (ウ)土地利用との整合

- ・都市マスタープラン等、上位計画に位置づけられた土地利用の実現、改善に寄与するか。

### (エ)まちづくりとの整合

- ・県及びまち指定の重要文化財を通過していないか。
- ・既存住宅地を通過していないか。

### (オ)市街地形成機能

- ・中心市街地活性化基本計画において、当該路線の位置づけがあるか。
- ・都市マスタープラン等に位置づけられた拠点等の形成に寄与するか。

### (カ)防災機能

- ・市街地内を通過する、幅員12mを有する路線で、延焼遮断空間として機能するか。
- ・当該路線周辺に防災上危険な地区が存在し、その解消に寄与するか。
- ・広域応援活動拠点や避難場所等への輸送路、避難路のネットワーク化に寄与するか。

## 7. 見直し対象路線の検証項目

### (キ)環境機能

- ・生態系保全のため指定された自然環境保全地域や、希少な動植物が確認された地域、生き物保全地域等を通していないか。
- ・植樹帯を設けるなど、みどりのネットワーク化に寄与するか。
- ・住居系用途を通する既存道路の渋滞緩和(通過交通の排除)など、居住環境の改善に寄与するか。

### (ク)代替機能

- ・当該道路の機能が他の道路で代替されていないか。

### (ケ)他事業との整合

- ・当該道路が他事業の事業決定とともに都市計画決定された経験を有するなど、他事業そのものと密接な関係があるか。

## 8. 見直しの成果

本見直しでは、次の結果を得ることを最終的な成果とします。

存続	都市計画道路の機能の再検証の結果、必要性が認められるとともに、事業実施時期の見込みが立っており、現計画の幅員・線形等で整備を進めるにあたり課題を有しない路線・区間。
留保付き存続	都市計画道路の機能の再検証の結果、必要性は認められるが、事業実施時期の見込みが立たない路線・区間。
変更	都市計画道路の機能の再検証の結果、必要性が認められるとともに、事業実施時期の見込みが立っており、現計画の幅員・線形等で整備を進めるにあたり何らかの課題があり、都市計画道路の起・終点、線形、幅員等を変更することが望ましい路線・区間。
廃止	都市計画道路の機能の再検証の結果、必要性が認められない路線・区間。
追加	寒川町都市マスタープランなどで構想的な位置づけがされている路線や、道路ネットワーク上の問題の解消や今後のまちづくりのため、新規に都市計画道路として追加する必要性が生じた路線・区間。

## 9. 見直しの結果

### ○見直し対象路線の検証結果

前述までの流れに沿って見直しを行った結果、「中海岸寒川線」及び「東海岸寒川線」の2路線を見直しの対象として選定し、2路線とも「留保付き存続」に分類しました。

また、今後の本町のまちづくりにおいて必要と判断し、「(仮称)湘南台寒川線」を新たに位置づける「追加」路線として整理をし、交通量の検証を行ったところ、支障がありませんでしたので、今後、追加路線として都市計画決定に向けて調整を進めていく予定です。

#### ステップ1 見直しの検討対象路線の選定

- ・未着手路線・・・中海岸寒川線、東海岸寒川線
- ・追加路線・・・(仮称)湘南台寒川線



#### ステップ2 必要性の検証

##### ①「かながわ交通計画」への位置づけ



##### ②機能の検証項目による必要性の検証

- ・自動車の交通機能
- ・歩行者・自転車の交通機能
- ・土地利用との整合
- ・まちづくりとの整合
- ・市街地形成機能
- ・防災機能
- ・環境機能
- ・代替機能
- ・他事業との整合



##### ③総合的な判断

機能の検証項目による必要性の検証の結果により、各路線の見直し方針を判断。



#### ステップ3 事業実施時期の見込みとルート・構造などに係る課題整理

- ・実施時期の見込み
- ・地形地物との整合性等

ステップ3 事業実施時期の見込みとルート・構造などに係る課題整理

- ・実施時期の見込み
- ・地形地物との整合性等



留保付き存続

- ・中海岸寒川線
- ・東海岸寒川線

追加

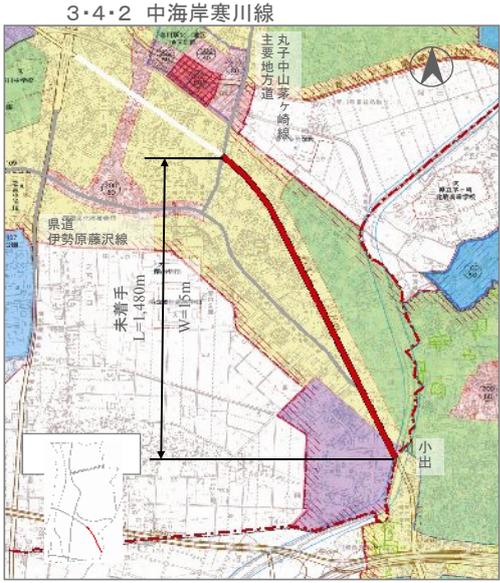
- ・(仮称)湘南台寒川線



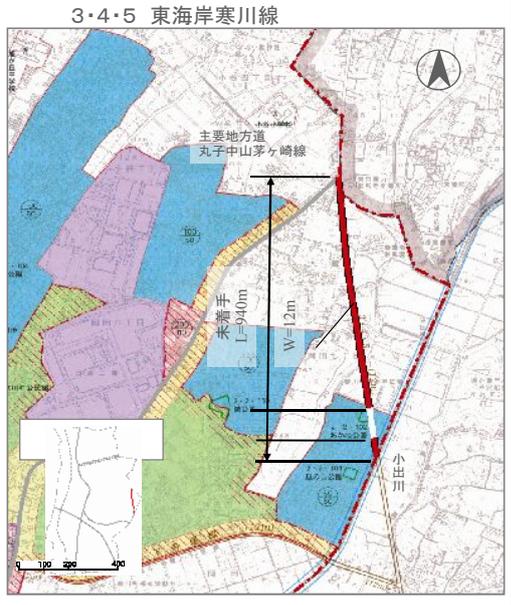
ステップ4 交通量の検証

- ・将来交通需要推計により検証

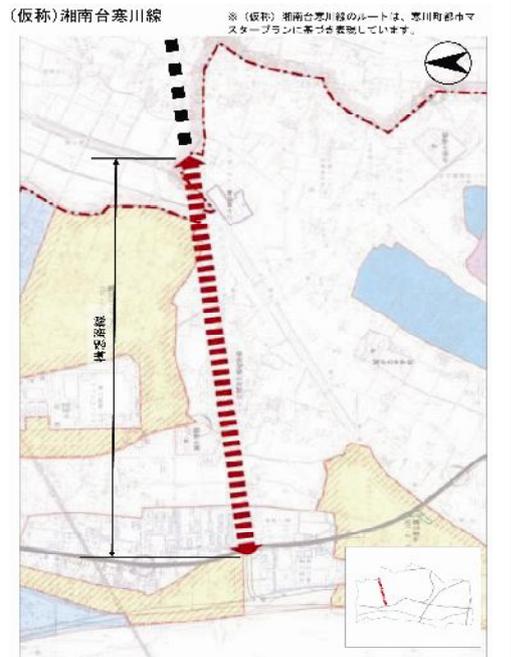
1	3・4・2 中海岸寒川線				
計画延長	約3.28 km	区間延長	約1.48 km	幅員	15 m
各路線・区間の概況					
<p>当該路線は、茅ヶ崎市と本町西部地区を結び、神川橋により平塚市を接続する路線である。構造形式は地表式で、3・4・4 柳島寒川線と立体交差が一箇所、さがみ縦貫道路との立体交差が一箇所存在する。</p> <p>当該区間は、県道45号丸子中山茅ヶ崎線と小出川の間で、その計画地は第一種住居地域(一部準工業地域)の密集した住宅地である。</p>					
機能評価結果					
項目	評価				
自動車交通機能	： 都市マスタープラン等、上位計画に位置づけられた市内の各拠点や、隣接市へのアクセスを高める。				
歩行者・自転車交通機能	： 非道が確保され、危険箇所が解消するなど、歩行者・自転車の交通に対する安全性向上に寄与するため、必要性は高い。				
土地利用との整合	： 都市マスタープランにおける当該路線周辺の土地利用は、住宅地の形成が位置づけられており、当該路線はその実現にやや寄与すると考えられる。				
まちづくりとの整合	： 当該路線は、県及びまち指定の重要文化財上は通過しないが、多くの住宅が立地する市街地を通過するため、地域の分断、コミュニティへの影響等が考えられる。				
市街地形成機能	： 案内周辺の拠点形成に対し、本町南東部や茅ヶ崎市からのアクセス性が高まるなど、拠点性の向上に寄与すると考えられる。				
防災機能	： 市街地内の延焼遮断空間機能を有し、広域応援活動拠点や一時避難場所へのアクセスが高まることから、防災機能を有していると考えられる。				
環境機能	： 道路両側に植樹帯が確保されていることや、自然環境保全地域を通過しないことから、環境機能を有していると考えられる。				
代替機能	： 当該路線は、平塚方面から茅ヶ崎市中心部を結ぶ路線の一部であり、主要地方道45号丸子中山茅ヶ崎線がアクセス機能の面から一部代替機能を有していると考えられる。				
他事業との整合	： 町域の部分では、ともに都市計画決定をしている他事業はなく、他事業と前後な関係は有していない。				
総合的判断	留保付き存続				
<p>自動車交通機能、歩行者・自転車の交通機能、防災機能、環境機能等の多様な機能を有しており、必要性は高いと考えられる。</p> <p>しかし、本路線のルートは基本的に平坦で、障害となる地形地物はないが、住宅地を通過するため、整備に伴い地域の分断等により、既存コミュニティに影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、多数の沿道住民の移転等が余儀なくされる事業のため、合意形成を図ることが課題となる。</p> <p>今後とも事業主体や実施時期についても調整を行っていく必要があり、前記の理由等により事業実施の見込みが立たないが、必要性は高いため留保付き存続とした。</p>					



2	3・4・5 東海岸寒川線				
計画延長	約 1.0 km	区間延長	約 0.9 km	幅員	12 m
各路線・区間の概況					
当該路線は、茅ヶ崎市から本町東部を通り県道45号丸子中山茅ヶ崎線と接続し、藤沢市へと連絡する路線である。 構造形式は地表式である。 当該区間は、県道丸子中山茅ヶ崎線と小出川の区間で、その計画地は調整区域（第一部第一種低層住居専用地域）であり、主に田畑などの農地、一部住宅が点在している。					
機能評価結果					
項目	評価				
自動車交通機能	： 都市マスタープランに位置づけられた幹線街路であるとともに、隣接市へのアクセシビリティを高める。				
歩行者・自転車の交通機能	： 歩道が確保され、歩行者・自転車の交通に対する安全性向上に寄与するため、必要性は高い。				
土地利用との整合	： 都市マスタープランにおける当該路線周辺の土地利用は、農地の保全が位置づけられており、当該路線はその実現に寄与しないと考えられる。				
まちづくりとの整合	： 当該路線は、景及びまち指定の重要文化財上は通過しない。また、住宅の立地が少ない東部を通るため、コミュニティへの影響は少ないと考えられる。				
市街地形成機能	： 当該路線のルート上に線の拠点が位置づけられており、越の山周辺未利用地などの拠点形成にやや寄与すると考えられる。				
防災機能	： 基礎が未整備な防災上危険な地域の中心を通るため、防災上危険な地域の解消に寄与する。				
環境機能	： 住宅地を通る交通が当該路線へ転換するなど、住環境の改善に寄与するが、自然環境保全地域を通るなど、環境機能をほとんど有していない。				
代替機能	： 当該路線は、藤沢方面から本町中部地域東部を茅ヶ崎駅東部を結ぶ路線の一部を構成するものであり、周辺の既存道路の整備状況から、代替機能は有する路線はない。				
他事業との整合	： 町域の部分では、ともに都市計画決定をしている他事業はなく、他事業と密接な関係を有していない。				
総合的判断	留保付き存続				
<p>他都市中心地点との広域アクセス機能を有しているため、広域な視点で見たネットワーク機能や周辺市町にも大きな影響力を持っている。</p> <p>また、代替機能を有する路線が近辺にないため、必要性は高いと考えられる。</p> <p>しかしながら、本路線は神奈川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域（越の山）を中心とした動植物の生息に適している地域を通るため、町が有する良好な自然環境に影響を及ぼす可能性がある。また、都市マスタープランで線の拠点を位置づけられている青年広場を分断する。</p> <p>主に市街地調整区域を通る路線であるため、移転を必要とされる地権者は少ないと考えられる。今後とも事業主体や実施時期についても調整を行っていく必要がある。前記の理由等により事業実施の見込みが立たないが、必要性は高いため留保付き存続とした。</p>					



3	(仮称) 湘南台寒川線
各路線・区間の概況	国道467号、主要地方道43号藤沢厚木線、主要地方道45号丸子中山茅ヶ崎線、都市計画道路3・4・4柳島寒川線及び、都市計画道路1・4・2さがみ縦貫道路の(仮称)寒川北ICにアクセスする、広域を連絡する主要幹線道路である。 構造形式は地表式である。 当該区間は、県道46号相模原茅ヶ崎線と小動地内藤沢市境の区間で、その計画地は調整区域（第一工業地域）であり、主に田畑などの農地、一部住宅が点在している。
機能評価結果	
項目	評価
自動車交通機能	： 都市マスタープランに位置づけられた幹線街路（構想路線）であるとともに、高い自動車交通機能を有している。
歩行者・自転車の交通機能	： 歩道が確保され、危険箇所が解消するなど、歩行者・自転車の交通に対する安全性向上に寄与するため、必要性は高い。
土地利用との整合	： 都市マスタープランにおける当該路線周辺の土地利用は、大部分は田園として位置づけられているが、都市計画道路1・4・2さがみ縦貫道路との結節点は工業系土地利用と位置づけられており、当該路線はその実現に寄与すると考えられる。
まちづくりとの整合	： 当該路線は、景及びまち指定の重要文化財上は通過しないが、既存住宅地を通過するため、地域の分断、コミュニティへの影響が考えられる。
市街地形成機能	： 都市の拠点として位置づけられている新幹線新駅誘致地区周辺や、線の拠点として位置づけられている(仮称)寒川北公園等へのアクセシビリティが高まるなど、拠点性の向上に寄与する。
防災機能	： 市街地内の延焼遮断空間機能を有し、広域広域活動拠点や一時避難場所へのアクセシビリティが高まることから、防災機能を有していると考えられる。
環境機能	： 道路両側に植樹が確保されていることや、自然環境保全地域を通過しないことから、環境機能を有していると考えられる。
代替機能	： 当該路線は、藤沢市内の主要地方道45号丸子中山茅ヶ崎線と都市計画道路3・4・4柳島寒川線を結ぶ路線であり、周辺の既存道路の整備状況から、代替機能を有する路線はない。
他事業との整合	： 都市計画道路1・4・2さがみ縦貫道路やウィンシティ見聞地区整備事業と密接な関係を有している。
総合的判断	追加
<p>藤沢市の湘南台方面と当時の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、また東海道新幹線新駅誘致に伴うウィンシティのまちづくりにおける広域交流連携に大きく貢献する道路である。自動車交通機能、歩行者・自転車の交通機能、防災機能、環境機能等の多様な機能を有しており、必要性は高いと考えられる。</p> <p>町域内マスタープランにおいて、幹線道路（構想）として位置づけられており、さがみ縦貫道路の(仮称)寒川北ICへのアクセスや、東西連絡機能の創出を図る路線としての役割を担っている。</p> <p>将来交通量推計の結果、他の路線の混雑度も改善されることもあわせ、必要性が高いため追加とした。</p> <p>なお、本路線の具体的なルートはまだ決定されていないため、土地利用や整備時期の調整を図りながら事業を推進することが求められる。</p>	



## 10. 今後の進め方について

今回の見直しについては、長期未着手路線及び追加候補路線の必要性の検証を行ったものですが、社会状況の変化はめまぐるしく、今回「留保付き存続」とした路線についても、将来にわたって「必要性が高い」ということが必ずしも保証されるものではありません。今後の都市計画道路見直しについては、予想される変化に注意を払い、都市マスタープランの改訂などにあわせて、必要に応じて見直しを実施する必要があります。

次回以降の見直しの時期については、神奈川県ガイドラインでも「社会経済状況などを考慮しながら適時適切に行うもの」となっていることから、おおむね10年後の実施を考えています。また、今回の見直しにおいて留保付き存続となった路線については、重点的に検討することを考えています。

報告事項

# 都市計画道路見直しについて

